

SDGsに取り組むはじめの一步

既にSDGsに取り組んでいる中小企業者の皆さまにも

SDGs普及促進保証

ステップワン保証

SDGsに取り組む企業を応援します！

ご利用に際してお客さまにご負担いただく
信用保証料を最大10%優遇

※信用保証料は、お客さまの財務内容に基づき、9段階に区分された信用保証料率を用いて計算します。具体的な料率については裏面をご参照ください。

「SDGs」とは？

「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成されています。



SDGs普及促進保証(ステップワン保証)制度概要

ご利用いただける方	SDGsの達成に向けた取組みを実施している、または実施する予定の中小企業者									
保証限度額	3,000万円（無担保保険の範囲内）									
資金使途	運転資金・設備資金 （本制度を用いて、既往の保証付借入金を借換することはできません）									
保証期間	84か月以内（据置は、運転資金6か月以内・設備資金12か月以内）									
信用保証料率	基準の信用保証料率よりも低率でご利用可能！									
	保証料率区分9については、優遇措置はありません									
	保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	ステップワン保証	1.71%	1.58%	1.40%	1.22%	1.09%	0.95%	0.76%	0.59%	0.45%
	基準料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
（会計参与設置会社は0.1%の割引が適用されます）										
融資利率	金融機関所定の利率									
担保	不要									
連帯保証人	個人：原則として不要 法人：原則として代表者									
責任共有	責任共有対象制度									
取扱期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日（当協会保証申込受付）									
取扱金融機関	「埼玉県SDGsパートナー」に登録している金融機関 埼玉りそな銀行・武蔵野銀行・埼玉縣信用金庫・川口信用金庫・青木信用金庫・飯能信用金庫・埼玉県信用農業協同組合連合会・いるま野農業協同組合 （令和4年4月1日時点）									
必要書類	当協会所定の保証申込書類に加え、所定の「SDGs宣言確認書」									

ご不明な点がございましたら、以下の窓口までお気軽にお問い合わせください

《お問い合わせ》

さいたま営業部	保証一課	048-647-4721
	保証二課	048-647-4722
熊谷支店	保証課	048-521-5221
川越支店	保証一課・二課	049-249-1681
春日部支店	保証課	048-731-7311

当協会ホームページもあわせてご覧ください

埼玉県信用保証協会

検索

